

昭和初期の西陣機業における被差別部落民と在日朝鮮人を めぐる予察的考察

南 紀 史 *

I. 西陣機業と貸織業者

京都市上京区の西北部に位置する西陣学区とその周辺地域、ならびに北区東南部にある衣笠・待鳳の各学区は、高級絹織物として名高い西陣織の産地である。明治期以降、流通構造や織機の改善を試みて発展してきた西陣機業¹⁾では固有の生産体制が存在し、その業種は多岐にわたる。このなかで特徴的なものとして、貸織業者が挙げられる。彼らは下請業者として特定の織元²⁾と契約して、糸を仕入れ、かつ織機を借用する。そして、自身の住居でそれらを用いて、反物や帯をはじめとする織物を完成させることが貸織業者の仕事である。「織元は工場を所有せずとも広汎なる貸機を支配する事に依り、ひとつの大機業家であり「工場なしの大経営」所有者である。」³⁾とあることから、彼らは西陣織の生産において中心的な役割を果たしていた。しかし、零細経営であった貸織業者の収入は少なく⁴⁾、その職位についても、不況になると織元から最初に下請業者としての契約が打ち切られる低次なものであった⁵⁾。

貸織業者のなかには、被差別部落民ならびに在日朝鮮人も存在していた。この事実は1920年代から1930年代にかけて、被差別部落に住む両者の就労・生活状況の向上を目指にした多くの運動が起きたことからもわかる⁶⁾。当時、京都市によって大規模な8か所の被差別部落についての調査が行われた。その報告書において、「不良住宅地区」と記された⁷⁾地区には、在日朝鮮人も住んでおり、彼らの多くは被差別部落民とともに、貧困性・差別性の強い下層の職業に従事したようである⁸⁾。

しかしながら、被差別部落内で操業された西陣機業に関する被差別部落民ならびに在日朝鮮人の状況については、これまで等閑視されてきた。両者はともに、周辺地域に住む日本人の貸織業者よりもさらに低位な労働力として扱われていたようである。この点について、当時の西陣機業をめぐる被差別部落民ならびに在日朝鮮人の就労状況から検証することが本稿の目的である。

考察にあたって、当時の織物工場の分布について『全国工場通覧』を用いた。被差別

* 立命館大学文学部

キーワード：西陣機業、ビロード工、被差別部落民、朝鮮人

Key words: Nishijin Textile Industry, Velvet Worker, Discriminated People (Hisabetsu-Burakumin), Korean Residents

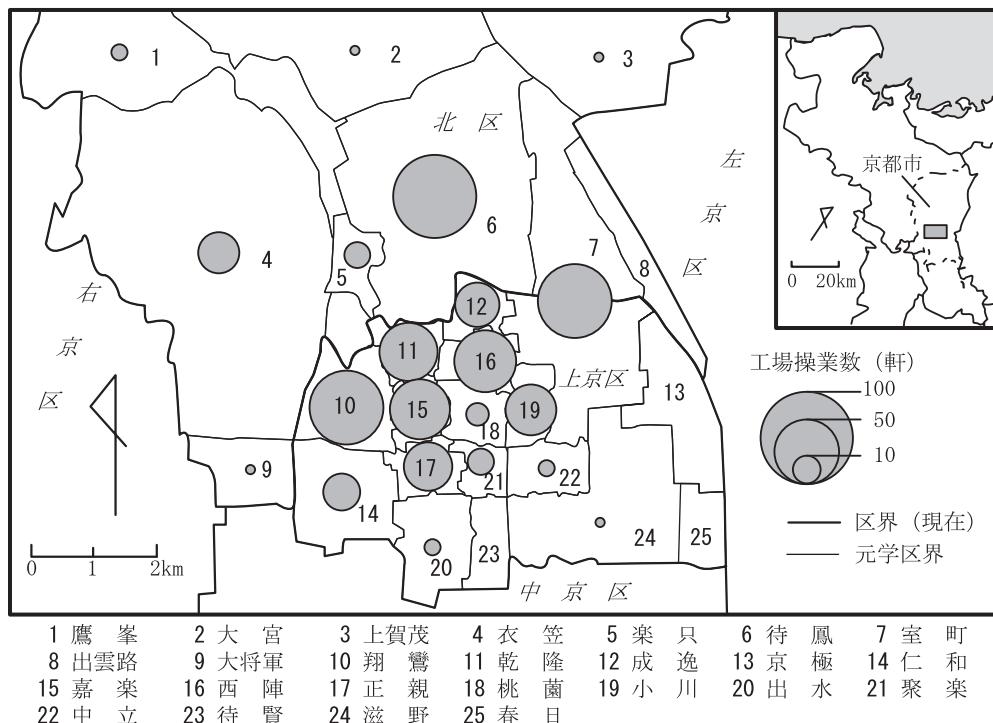
部落と西陣機業の概況については、『京都市社会課調査報告』や『京都府統計書』から考察した。また、在日朝鮮人の人口動態や職業については、内務省刑保局作成の資料を用いた。

II. 被差別部落民と在日朝鮮人の西陣機業への就労

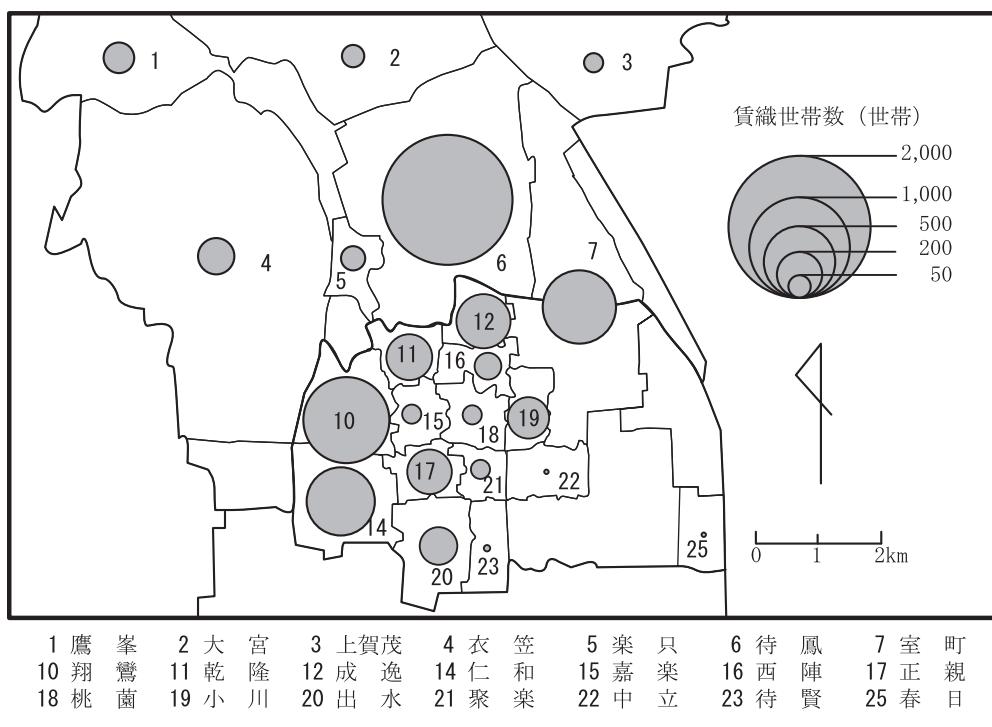
1930 年代、西陣学区と近接する待鳳・翔鸞・室町・乾隆・嘉樂の各学区に、織物工場が集積していた（第1図）。織元の経営するこれらは、住居の一部に織機を設置した従業員 20 人以下の小規模工場であった⁹⁾。一方、賃織業者は待鳳・翔鸞・仁和の各学区に多く分布し、西陣学区から南東方向には、それは少

なかった（第2図）。この地域差を生じさせた要因は、第一次世界大戦時にみられた西陣織製品の生産量増大である。さらなる増産を試みた織元は、当時、宅地開発の進んでいなかっただ北部から西部、とくに待鳳・翔鸞・仁和学区に賃織業者のための借家を多数建てた¹⁰⁾。これらに居住した彼らの多くは、もともと京都市内で無職、もしくは西陣学区とその周辺に住みながら織工の職になかった貧困層であったという¹¹⁾。

このような状況のなかで、大規模な被差別部落のひとつである楽只学区に注目したい。第3図で示すように、当学区の在日朝鮮人世帯数は上京区・北区の各学区のなかで上賀茂学区に次いで多く、学区内の全世帯に占める



第1図 西陣学区とその周辺における織物工場（1939年）
（『全国工場通覧』より作成）



第2図 西陣学区とその周辺における賃織業者（1933年）
（京都府方面事業振興会『西陣賃織業者に関する調査』より作成）

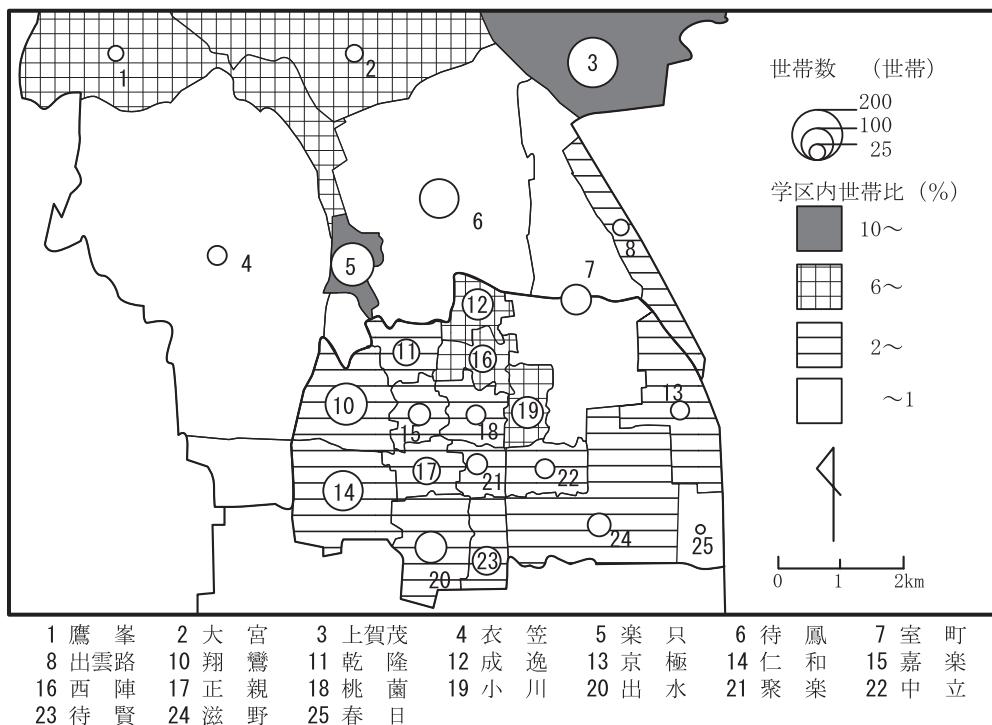
比率は約20%を示し、周辺地区のなかで最も高い。また、第1図で示したように、東接する待鳳学区では織物工場が89軒、乾隆学区で40軒、翔鸞学区で71軒となっているのに対し、楽只学区のそれはわずか8軒にすぎない。

第2図からわかるように、賃織業者についても、待鳳学区で1,653世帯と最も多く、次いで翔鸞学区で738世帯の操業が確認できる。一方、楽只学区のそれは59世帯と著しく少ない。つまり、当学区は西陣機業にとって軽視された存在であったと考えられる。「一獨立區劃をなして存在し、その周圓部に於ては近年都市計畫事業、區劃整理事業の完成し、振興住宅街としづえ發展しつゝある所である」¹²⁾と史料にあるように、織元は賃織業者用の借家を楽只学区内で建設せず、被差

別部落民とそこに住む在日朝鮮人をほとんど雇用しなかったようである。

ところで、1937年（昭和12）における楽只学区の職業別有業者数に関する資料をみると、男性では登録労働者・履物職・土工・肩買、女性では製糸・撚糸・織工が主要な就労状況と記されている（第1表）。そして、彼らの多くが他学区へ就労していたと考えられる。そのような状況で、当学区内において、西陣機業にかかわるものとして、織物業2軒、綿糸光澤業1軒が確認できる¹³⁾。後者は薬品を用いて糸の不純物を取り除くことによって光沢を出し、染色しやすい状態にする、西陣機業にとって部分加工の工場である。

これらの資料だけからでは、被差別部落民と在日朝鮮人のそれぞれの就労状況が確認で



第3図 西陣学区とその周辺における在日朝鮮人世帯
(京都市社会部編『市内在住朝鮮出身者に関する調査』、
京都市社会課調査報告第41号、京都市役所(1937年)より作成)

きない。ただし、後者の有業者については、当時の京都市全域に住む彼らの7割以上が工業に分類された労働者であり、そのなかでも、土木建築ならびに紡織工業に従事する者が著しく多い。それに対して、いわゆる「部落産業」とよばれる皮革関連の産業¹⁴⁾への在日朝鮮人従事者数は非常に少ない¹⁵⁾。そのため、楽只学区においても彼らがこれらに従事したとは考えにくい。また、「不良住宅地区」において紡織関連に最も多く従事しているのは、当学区の住民¹⁶⁾である。つまり、これらの状況から、楽只学区の在日朝鮮人のほとんどが賃織業者であったと考えられるのである。

被差別部落民については、西陣機業よりも、むしろ明治期から続いている履物製造や

下駄修繕、屑拾などへの従事が大半を占めている¹⁷⁾。織元の間での強い差別的・忌避的な思想のため、彼らは西陣機業に関わる業種へ就業できず、これらの業種に就かざるを得なかったのである。また、楽只学区に住む在日朝鮮人も少なからずその影響を受けていたために、賃織業者の従事者数が隣接の学区に比べて少なかったのであろう。

III. 被差別部落民と在日朝鮮人との差異

第4図は、京都府下の繊維工場と在日朝鮮人のそれぞれの労働者数を示したものである。これをみると、1930年(昭和5)から1933年(昭和8)にかけて、前者は毎年増加している

第1表 楽只学区の男女別職業（1937年）

| 業種 | 従事者数（人） | | |
|--------------|---------|----|----|
| | 男 | 女 | 計 |
| 農業 | 4 | — | 4 |
| 工業 | 製糸工 | 4 | 38 |
| | 撚糸工 | 6 | 46 |
| | 織職 | 24 | 16 |
| | 繰糸工 | 1 | 19 |
| | 履物職 | 81 | 19 |
| | 土工 | 66 | — |
| | その他 | 49 | 16 |
| 商業 | 青物商 | 10 | 3 |
| | 青物行商 | 3 | 6 |
| | 靴商 | 6 | 1 |
| | 履物商 | 6 | 1 |
| | 駄菓子商 | 4 | 10 |
| | 古物商 | 5 | 1 |
| | 金買 | 8 | — |
| | その他 | 48 | 30 |
| 分類不能 の有業者 | 登録労働者 | 92 | — |
| | 肩買 | 31 | 5 |
| | 肥汲取 | 3 | — |
| | その他 | 26 | 14 |
| その他 | 66 | 10 | 76 |

注：京都市社会部編『京都市に於ける不良住宅地区に関する調査』、京都市社会課調査報告 第47号、京都市役所、1940。より作成。業種名と表中の「—」は史料のままである。

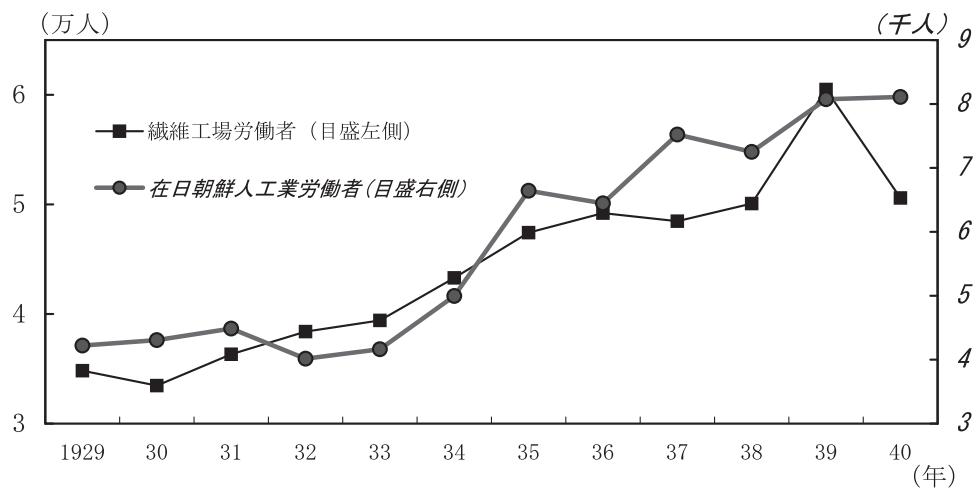
のに対し、後者は減少傾向にある。『京都地方労働運動史』によると、当時は第一次世界大戦後から続く慢性的な不況の影響を受けた時期であった。このことは西陣機業にもあてはまり、支出を抑えるために織元は在日朝鮮人を解雇したという¹⁸⁾。

一方、1934年（昭和9）から1937年（昭和12）にかけては、在日朝鮮人労働者数の増加傾向が著しい。彼らの増加は、第一次世界大戦後から続く慢性的な不況から抜け出したことに

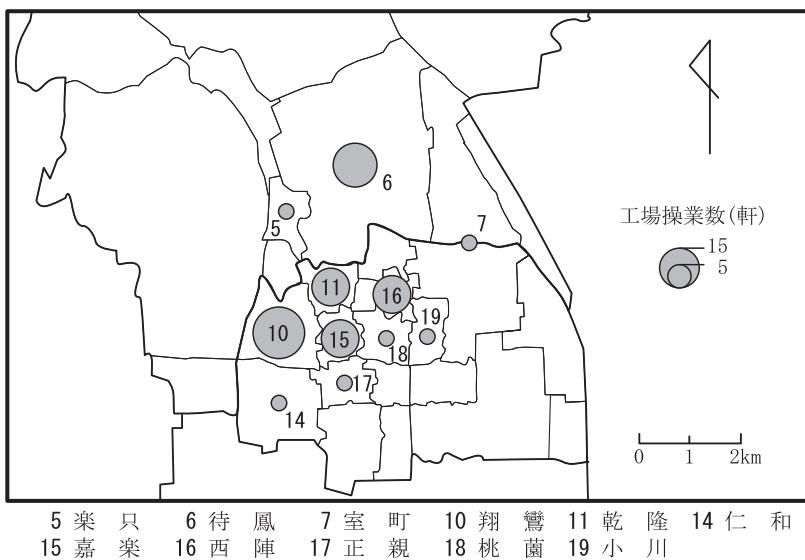
よる。ただし、在日朝鮮人は、賃織業に従事していたときに比べ、より差別的な待遇を受けた状態で西陣機業界に復帰したのである。彼らが新たに就いた業種は従来の西陣織製造ではなく、ビロード製造であった。表面に短い毛羽や輪奈をつくるこの織物生産は、絹地に針金を織り込んで毛羽を立てるという特徴的な工程を持ち、伝統的な西陣織と異なる。当時、低価格かつ良質であったビロードは「軍需景気の余沢」を受け¹⁹⁾、西陣機業界のなかでは、多くの利益をもたらしたようである。

第5図からわかるように、楽只学区に隣接した待鳳・翔鸞両学区にビロード工場が多い。第2・第3図で示したように、ここには多くの賃織業者が住み、在日朝鮮人世帯数も多かった。『全国工場通覧』によれば、新規のビロード工場操業者も現れ、これら学区でもそれは確認できる。彼らは、より多くの利益を見込めるために、かえって当時の西陣機業界で冷遇され、その結果織元によって賃織業を解雇されていた在日朝鮮人を従事させるようになったのである。

それは、楽只学区に居住していた在日朝鮮人も例外ではなかった。当時、彼らは西陣機業界において最低賃金で雇われていた²⁰⁾。その理由としては、針金を用いる工程への日本人雇用主の忌避的な思考があったようだ。生地とそれに触れ、細かい手作業をともなうビロード製造は、指先に頻繁な負傷を生じさせる。また、ビロード針金切という職種においても、加工の際に不要になった針金部分での負傷は避けられなかったであろう。指先とはいえ、このように負傷の可能性のあるビロード製造への従事は、日本人ではなく在日朝鮮人に任せられたのである。「最近織手の中、半島



第4図 京都府における繊維工場労働者数と在日朝鮮人の工業労働者数
(『京都府統計書』、内務省警保局『社会運動の状況』より作成)



第5図 西陣学区とその周辺におけるビロード工場 (1939年)
(『全国工場通覧』より作成)

出身同胞数が内地人のそれを凌駕する²¹⁾と史料にあるように、ビロード工としての彼らの活動は、西陣機業のなかで注目されていたのである。ただし、同種への被差別部落民の従事は確認できない。おそらく、ビロード工とはいえ、西陣機業に関わる業種への彼らの

従事が避けられたのであろう。

楽只学区における西陣機業への関わりについては、被差別部落民のほうが在日朝鮮人よりも低位であったと考えられる。同学区のなかで彼らは、「明治維新によりて身分階級制度^{ろうしうう}は廃止せらるゝに至ったが、尚封建的陋習の

根強く残存するものありて、地区は社会的に又文化的に経済的にその進展を阻害せられ今日に至った」と当時の史料²²⁾で記されている。先述した履物製造や下駄修繕、屑拾などの職業から得る彼らの賃金は、昭和初期の在日朝鮮人による貢織職人やビロード工のものよりも低かったと考えられるのである。

IV. おわりに

被差別部落民ならびに在日朝鮮人と西陣機業との関わりについて、低位な労働力とされた両者の立場は異なる。そこで従事の機会を得たのは後者であった。1930年代前期に貢織業者、同後期にビロード工として、いずれの総数も少ないものの、在日朝鮮人は西陣機業へ従事したのである。ただし、彼らは差別的待遇でこれら業種に雇用されていた。一方、被差別部落民については、西陣機業へ従事できる機会はなかった。そのため、彼らは「部落産業」に従事せざるを得なかったのである。いずれにおいても、西陣機業にかかわる周囲の住民は忌避的な思想を被差別部落民ならびに在日朝鮮人に対して持つており、より強く疎外されたのは、前者であったといえよう。

本稿は、同一の業種において、被差別部落民ならびに在日朝鮮人の就労状況を分析するための一考察である。彼らをとりまく様々な状況をより詳細に見出すために、今後は聞き取り調査を用いての時系列的な変化をみていくことが求められる。しかし、差別的事象に関する研究では、調査の認可やその発表、さらには地名や個人・企業名の表記などができる場合もある²³⁾。本稿は史料からの分析とその可能性についての一考察にとどまり、以

上の問題点に関しては今後の課題とし、別稿に譲りたい。

〔付記〕本稿は、立命館大学大学院文学研究科地理学専攻にて2004年度開講された地誌学研究Ⅰ・Ⅱにおいて作成したレポートを、その後の資料の精査をふまえ、大幅に加筆・修正したものです。本稿の作成にあたっては、河原典史先生をはじめ、立命館大学地理学教室の諸先生方に終始ご教授いただきました。末筆ではございますが、厚く御礼申し上げます。また、本文ならびに表中の表現については、引用した史料のままにしています。

本稿の脱稿後、高野昭雄「戦前期京都市西陣地区の朝鮮人労働者」、世界人権問題研究センター研究紀要14、2009、147-175頁。を得ました。そこでは在日朝鮮人のビロード工への従事について、その過程や就労状況の分析が行われていることを付記いたします。

注

- 1) 京都市社会部編『西陣機業に関する調査』、京都市社会課調査報告第44号、京都市役所、1940、7頁。
 - 2) 起業した人物で最終的な製品を問屋に卸す人物のことを指す。
 - 3) 前掲1)、8頁。
 - 4) 前掲1)、43頁。
 - 5) 前掲1)、44-46頁。
 - 6) 鈴木 博「京都における在日朝鮮人労働者の聞い—1920年代—」、在日朝鮮人史研究8、1981、1-32頁。
 - 7) 京都市社会部編『京都市における不良住宅地区に関する調査』、京都市社会課調査報告第47号、京都市役所、1940、452頁。
- この資料で取り上げられている8学区を被差別部落として定義することへの検討については、高野昭雄『近代都市の形成と在日朝鮮人佛教大学研究叢書』、人文書院、2009、69-70頁。を参照されたい。
- 8) 前掲7)、京都市社会部、51・60・66-67頁。
 - 9) ただし、『全国工場通覧』に記載されている住所のなかには、地番まで記載されていないものもある。しかし、大字や街区との照合によって織物工場の存在を確認することは可能である。
 - 10) 前掲7)、高野、52頁。
 - 11) 前掲7)、高野、53頁。
 - 12) 前掲7)、京都市社会部、103頁。
 - 13) 前掲7)、京都市社会部、111頁。

- 14) 皮革産業を含む部落産業の定義とその概観について、体系的にまとめられているものとして福原宏幸「水平社創立以前の仕事と生活」(「大阪の部落史」編纂委員会編『新修 大阪の部落史 下巻』解放出版社、1996、所収)、78-133頁。桜井 厚「差別と環境の複合的問題」、(桜井 厚・好井裕明編『差別と環境問題の社会学シリーズ環境社会学』、新曜社、2003、所収。)、14-15頁。などが挙げられる。
- 15) 京都市社会部編『市内在住朝鮮出身者に関する調査』、京都市社会課調査報告第41号、京都市役所、1937、52-53頁。
- 16) 前掲7)、京都市社会部、136・182・223・272・313・366・408・448頁。
- 17) 前掲7)、高野、113-115頁。土方仕事について、「蔑視性の強さと世間から最下級としての眼差し」があったとされている。このことから、西陣機業においては、被差別部落民ならびに在日朝鮮人を就かせたくないという忌避的な思想があったと推察できる。
- 18) 後藤耕二「京都における在日朝鮮人をめぐる状況」、在日朝鮮人史研究21、1991、38-39頁。渡部 徹編『京都地方運動労働史』、京都地方労働運動史編纂会、1959、1205頁。
- 19) 前掲18)、渡部、1438頁。
- 20) 前掲15)、160-170頁。前掲18)、後藤、45頁。渡部、1205-1211・1438-1442頁。これらによると、まず織物工とビロード工の1日平均賃金と1日平均就業日数を比較すると、前者は、男性：1円32銭・女性：96銭、年289日である。それに対して、後者は男性1円4銭・女性78銭、年307日と格差がついている。また、ここからビロード工の月収を概算すると、男性：27円37銭、女性：19円95銭となる。これは当時の在日朝鮮人の有業者における平均的な金額である。しかし、このことをめぐる3度の争議が起こっていることから、ビロード工は低賃金であったと考えられる。
- 21) 前掲1)、37頁。
- 22) 前掲7)、京都市社会部、2頁。
- 23) とくに被差別部落については、地図上での表現が差別の助長をしやすいという認識があり、研究調査するにあたって非常に重要な課題となっている。具体的な問題については、水内俊雄「地名と部落問題」地理34-8、1989、8-9頁。灘本昌久「部落問題の地理学的研究と地名表記の問題点」地理36-1、1991、14-15頁。などで述べられている。